

議案第15号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年11月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 市場施設の利用（第36条—<u>第41条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第42条</u>）</p> <p>（仲卸業務の許可）</p> <p>第3条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して仲卸店舗又は卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 市場施設の利用（第36条—<u>第40条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第41条</u>）</p> <p>（仲卸業務の許可）</p> <p>第3条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して仲卸店舗において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めると</p>

規則で定めるところにより、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2及び3 略

（事業報告書の提出）

第6条 仲卸業者は、事業年度（個人にあっては、1月1日から12月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（事業報告書の提出）

第11条 売買参加者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

ころにより、知事の許可を受けなければならない。

2及び3 略

（営業報告書の提出）

第6条 仲卸業者は、事業年度（個人にあっては、1月1日から12月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、規則で定めるところにより、営業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（営業報告書の提出）

第11条 売買参加者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、営業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(受託契約約款)

第22条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、速やかに知事に届け出なければならない。 当該受託契約約款を変更した場合も同様とする。

(過料)

第41条 詐欺その他不正の行為により第39条に規定する使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。) 以下の過料に処する。

第6章 雑則

(規則への委任)

第42条 略

(受託契約約款)

第22条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、知事の承認を受けなければならない。

第6章 雑則

(規則への委任)

第41条 略

別表（第36条、第39条関係）

区 分		使 用 料		
		単 位	金 額	
卸売業 務施設	略			
	水産物の荷さば きのための利用	略		
		加工水産物20キロ グラムにつき		42円
	仲卸業務のため の利用	使用面積 1 平方 メートルにつき 1 月		1,330円
仕立場のための 利用	使用面積 1 平方 メートルにつき 1 月		1,330円	
略				

備考

- 1 「水産物の卸売のための利用」とは、水産物について、卸売業者が出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をするための利用をいう。
- 2 「水産物の荷さばきのための利用」とは、水産物の選別及び輸送に係る荷造りのための利用をいう。

別表（第36条、第39条関係）

区 分		使 用 料		
		単 位	金 額	
卸売業 務施設	略			
	水産物の荷さば きのための利用	略		
		加工水産物20キロ グラムにつき		42円
	略			

備考

3 水産物の荷さばきのための利用において、荷さばき量が20キログラム未満であるとき、又は荷さばき量に20キログラム未満の端数があるときは、20キログラムとして計算するものとする。

4 「仕立場のための利用」とは、卸売を受けた水産物の仕分け及び荷造りのための利用をいう。

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

1 荷さばき量が20キログラム未満であるとき、又は荷さばき量に20キログラム未満の端数があるときは、20キログラムとして計算するものとする。

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

第2条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

(仲卸業務の許可)

第3条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2及び3 略

別表（第36条、第39条関係）

区 分	使 用 料	
	単 位	金 額

(仲卸業務の許可)

第3条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して仲卸店舗又は卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2及び3 略

別表（第36条、第39条関係）

区 分	使 用 料	
	単 位	金 額

卸売業 務施設	略		
詰所	使用面積 1 平方 メートルにつき 1 月	1,330円	
略			

備考 略

卸売業 務施設	略		
詰所	使用面積 1 平方 メートルにつき 1 月	1,330円	
仲卸店舗			
略			

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は規則で定める日から、次項の規定は同年3月1日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（以下「新条約」という。）第3条第1項の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前に第1条の規定による改正前の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第22条の規定による承認を受けた者は、新条例第22条前段の規定による届出があった者とみなす。